

七尾市地場産品創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、七尾市地場産品創出支援事業実施要綱（令和8年七尾市告示第 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、クラウドファンディングの方法によるふるさと納税の寄附金を財源として予算の範囲内において交付する七尾市地場産品創出支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、七尾市補助金交付規則（平成16年七尾市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、実施要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前年度に補助金の交付を受けていない者で、実施要綱第10条第1項の規定による結果通知において、目標寄附額の2分の1以上の寄附があったものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費（実施要綱第4条第2項に定める事業費をいう。）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額又はC Fにおいて受領した寄附額の10分の4のいずれか小さい方の額を限度とし、500万円を上限とする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(寄附金の管理)

第5条 C Fにより受領した寄附額から補助金及びC Fの実施のための必要経費を差し引いた額は、七尾市基金設置条例（平成16年条例第75号）に基づく七尾市ふるさと納税振興基金により管理するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、七尾市地場産品創出支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 当該事業者は、第3条の規定に関わらず、ポータルサイトにて目標寄附額の2分の1以上の寄附があることを確認できるときは、前項の申請書を提出することができる。この場合において、当該申請者は、実施要綱第10条第1項の規定による結果通知受領後に第10条第1項に規定する申請書を提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、七尾市地場産品創出支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(事前着手)

第8条 補助対象者は、前条の規定による交付決定前に補助事業に着手してはならない。ただし、合理的な事由があり交付決定前に補助事業に着手するときは、事前に、その理由を明記した交付決定前着手届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項ただし書の規定による届出があったときは、当該届出を審査し、補助金の交付対象とすることができる。

(補助事業の経理等)

第9条 第7条第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の証拠書類を補助事業が完了した（廃止の承認を受けた場合を含む。）日の属する年度の終了後5年間、保存しなければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分を変更（補助対象経費の総額の変更を伴わない、配分額の20パーセント以内の変更を除く。）し

ようとするとき。

(2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査の上、計画変更の必要が認められる場合には、これを承認し、補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（契約等）

第11条 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、当該第三者に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとらなければならない。

2 市長は、補助事業者が市からの指名停止措置等が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知ったときは、必要な措置を求めることができる。この場合において、補助事業者は、市長から求めがあったときは、その求めに応じなければならない。

3 前2項の規定は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、若しくは委託し、又は共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとする。

（事故の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第13条 補助事業者は、市長が状況報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があるとき、前項の実績報告書の提出期

限を延期することができる。

（補助金の額の確定等）

第15条 市長は、前条第1項の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知する。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の支払）

第16条 補助金の交付は、前条により補助金の額を確定した後に、補助事業者からの請求により行うものとする。ただし、第7条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた後に請求により概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、精算（概算）払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（1） 補助事業者が、法令又は本告示に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

（2） 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3） 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（4） 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（5） 前各号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認める場合

2 市長は、第10条第3項又は前項の規定による取消し若しくは変更をした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、

その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

（繰越協議）

第 18 条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度において補助対象事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、当該年度の 2 月 1 日までに七尾市地場産品創出支援事業補助金繰越協議書（様式第 9 号）を市長に提出し、協議を求めなければならない。

（繰越承認）

第 19 条 市長は、前条の協議書の提出を受けたときは、内容を審査し、その結果を七尾市地場産品創出支援事業補助金繰越承認（不承認）通知書（様式第 10 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（財産の管理及び処分の制限等）

第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものであって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1 に定める耐用年数の期間内に処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の取得財産等の処分によって補助事業者へ収入があると認められるときは、補助事業者に対して当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金の交付の目的に従って効率的に運用するよう努めなければならない。

（実施効果の報告）

第 21 条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度及び当該年度の翌年度における補助事業の実施効果について、市長が定める期日までに市長へ報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた場合において、その効果が想定される事業効果等と比べ充分ではないと認めるときは、その改善を求めることができる。

（その他）

第 22 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

年 月 日

七尾市地場産品創出支援事業補助金交付申請書

七尾市長

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

七尾市地場産品創出支援事業補助金の交付を受けたいので、七尾市地場産品創出支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補 助 金 交 付 申 請 額	円		
添 付 書 類	(1)事業計画書（別紙 1） (2)収支予算書（別紙 2） (3)補助対象経費の見積書（相見積書がとれない場合は理由書が必要） (4)市が発行する完納証明書 (5)暴力団排除に関する誓約書（別紙 3） 【法人等の場合】 (6-1)履歴事項全部証明書（3 か月以内のもの） (7-1)定款等の写し (8-1)直近 3 期分の決算書 (9-1)営業許可証等の写し（許認可を必要とする場合に限る） (10-1)その他市長が必要と認める書類 【個人の場合】 (6-2)住民基本台帳法に基づく住民票の写し（3 か月以内のもの） (7-2)個人事業の開廃業等届出書（個人事業で届出済の場合） (8-2)直近 3 期分の確定申告書 (9-2)営業許可証等の写し（許認可を必要とする場合に限る） (10-2)その他市長が必要と認める書類		
連 絡 先	担当者 役職・氏名		
	E-mail		
	電 話		F A X

別紙 1

事業計画書

1 事業者について

(1)事業者	
事業者	
代表者役職・氏名	
所在地	〒
電話番号	
(2)担当者	
氏名（ふりがな）	
所属（部署名）	
所在地	〒
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
(1)事業者の概要	
(2)実績について	

2 補助事業について

(1)補助事業の概要・全体図	
【事業名（プロジェクト名）】	
【提案する商品・サービス】	
【提案の課題や背景】	
【事業効果見込み】	
(2)事業実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
(3)総事業費	補助事業に係る経費 円 (内訳) 事業費（補助対象） 円 対象外経費 円
(4)事業スケジュール	
(5)事業区分	☐ 新たに商品・サービスを開発又は生産 ☐ 規模拡大（生産体制の拡大）
(6)商品・サービスの生産工程、加工工程又は提供方法	
(7)商品・サービスの規格・提供価格（イメージ画像）	
(8)商品・サービスの特徴	

(9) 生産計画数量

3 収支計画について

(1)事業の収支計画
※別紙2「収支予算書（事業費の概算見積書）」のとおり
(2)七尾市地場産品創出支援事業補助金交付要綱による補助額が事業費に満たない場合の計画

4 C Fについて

C Fに対する返礼品（名称、提供価格、発送開始時期）

5 関係法令について

(1)事業に関する法律、規制について
☐ 関係法令を遵守している

別紙 2

収支予算書

1 事業名（プロジェクト名）

2 収入に関する事項

項 目	予算額(税抜・円)	備 考
市補助金		
売上（地場産品（C F 含む））		
自己資金		
借入金		
その他		
合 計		

3 支出に関する事項（兼 事業費の概算見積書）

経費の項目		予算額(税抜・円)			詳細・積算 内訳等
		合計 ①＋②	①事業費 (補助対象)	②補助対象外 (消費税等)	
事業実施に係る経費	施設整備費				
	施設・設備の撤去に係る経費				
	土地建物等賃借料				
	内装・設備・施工工事費				
	建物改造費				
	備品費				
	借料・損料				
	消耗品費				
	委託費・外注費				
	通信運搬費				
	広告宣伝費				
	その他				
	小 計				
地盤産品の製造 等に係る経費	人件費				
	材料費				
	その他				
	小 計				
その他					
合 計					

※内容が判断できる見積書やカタログ、図面等を添付してください

年 月 日

暴力団排除に関する誓約書

七尾市長

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等している。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者職・氏名

七尾市長

七尾市地場産品創出支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請があった七尾市地場産品創出支援事業補助金については、下記のとおり決定したので、七尾市地場産品創出支援事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により通知します。

事業名	
事業期間	
交付決定額	
寄附目標額	
寄附募集期間	
交付条件	

年 月 日

七尾市長

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

交付決定前着手届

下記事業につきまして、七尾市地場産品創出支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記条件に同意の上、補助金交付決定前に着手したいので届出します。

事業名	
事業実施主体	
交付決定前着手する事業内容	別紙のとおり
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
交付決定前着手が必要である理由	

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、その損失は事業実施主体が負担することとし、市は一切の責任を負わない。
- 2 C F が目標金額に達しない等の理由により、確定した補助金の額が交付申請額に満たなかった場合において、異議を申し出ないこと。
- 3 着手から交付決定を受けるまでの期間内において、補助事業計画及び交付申請額の変更は行わないこと。ただし、市と協議を行い事前に承認を得た場合はこの限りではない。

年 月 日

七尾市長

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の計画を下記のとおり変更したいので、七尾市地場産品創出支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1. 変更の内容

変更前	変更後

2. 変更を必要とする理由

3. 変更が補助事業に及ぼす影響

4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者職・氏名 様

七尾市長

変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認の申請があった七尾市
地場産品創出支援事業補助金については、下記のとおり変更を承認したので、七
尾市地場産品創出支援事業補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知しま
す。

変更内容	
交付条件	

年 月 日

七尾市長

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

実績報告書

下記のとおり事業を実施したので、七尾市地場産品創出支援事業補助金交付要綱
第 1 4 条の規定により、下記のとおり報告します。

事業名	
交付決定額	円
概算払金額 (累計)	円
実績額	円
事業完了年月日	年 月 日
添付書類	(1) 収支決算報告書 (2) 事業に係る経費の支払いを証明する書類 (領収書、通帳及び振込依頼書等) の写し (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 7 号（第 1 5 条関係）

第 号

年 月 日

商号又は名称

代表者職・氏名 様

七尾市長

確定通知書

年 月 日付けの実績報告書を審査した結果、下記の金額を七尾市
地場産品創出支援事業補助金として確定したので、七尾市地場産品創出支援事業補
助金交付要綱第 1 5 条第 1 項の規定により通知する。

金 円

年 月 日

七尾市長

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
電話番号

【請求担当者】

☐ （上記と同一の場合は□にチェック）

七尾市地場産品創出支援事業補助金精算（概算）払請求書

年 月 日付け 第 号をもって確定（交付決定）通知のあった上
記の補助金について、七尾市地場産品創出支援事業補助金交付要綱第 1 6 条第 2 項
の規定に基づき、下記のとおり請求します。

1 請求額 円
内 訳 交付決定額 円
交付済額 円
精算請求額 円
残額 円

2 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

3 振込先

金融機関名	(フリガナ)
支店名	(フリガナ)
預金種類	普 通 当 座
口座番号	
口座名義	(フリガナ)

年 月 日

七尾市長

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

七尾市地場産品創出支援事業補助金繰越協議書

年 月 日付け 第 号により交付の決定のあった七尾市地場産品創出支援事業補助金について、年度内に事業が完了しない見込みであるため、七尾市地場産品創出支援事業補助金交付要綱第 18 条の規定により次のとおり協議します。

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 繰越協議額 円
- 4 繰越しの理由

第 号

年 月 日

商号又は名称

代表者職・氏名 様

七尾市長

七尾市地場産品創出支援事業補助金繰越承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった七尾市地場産品創出支援事業補助金繰越協議書について、次のとおり決定しましたので七尾市地場産品創出支援事業補助金交付要綱第 19 条の規定により通知します。

- 1 補助事業名
- 2 決定内容 承認 ・ 不承認
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 繰越協議額 円
- 5 附帯条件（不承認の場合は、その理由）